

2020年4月2日

No. 20 099

株式会社 伊予銀行

「後見制度支援預金」の取扱いを開始します！

～成年後見制度を利用されているお客さまの大切な資産を安全に管理～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、成年後見制度 をご利用されているお客さまを対象とした「いよぎん後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

現在、高齢化により成年後見制度の需要が高まっている一方で、後見人による財産の横領など財産保護・管理にかかるトラブルが問題となっています。

この商品は、成年後見制度をご利用されているお客さまの資産のうち、日常生活では使用しない資金を生活用の資金とは別に管理するための預金口座です。通常の預金口座とは異なり、口座開設や入出金など全てのお取引について、家庭裁判所が発行する「指示書」を必要とするため、財産管理の公平性・透明性を図りながら、お客さまの大切な資産を守ることが可能となります。

当行は、今後も人生100年時代を地域の皆さまと一緒に歩み続けるため、商品・サービスの拡充に努めてまいります。

記

取扱開始日

2020年4月6日（月）

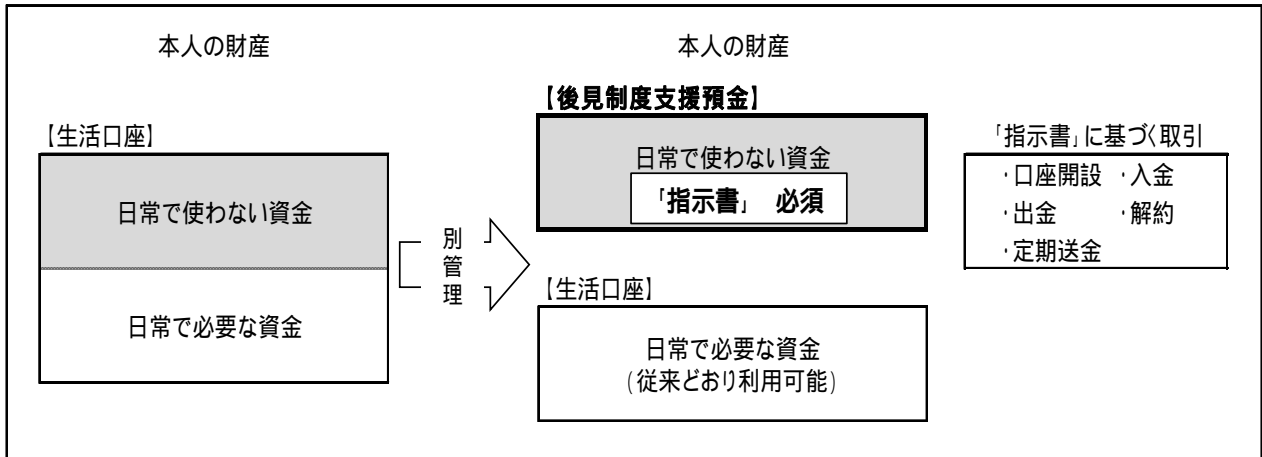
いよぎん後見制度支援預金

項目	内容
対象の方	家庭裁判所より「指示書」を交付された未成年後見人または成年後見人のお客さま 保佐人、補助人、任意後見人のお客さまはご利用できません
対象となる預金	普通預金
口座開設・解約	家庭裁判所の「指示書」に基づきお手続き 口座開設は1人1口座に限ります
お預け入れ お引き出し	家庭裁判所の「指示書」に基づきお手続き 給与、年金、配当金等の受取口座や公共料金等の引落口座への指定はできません
定期送金サービス	家庭裁判所の「指示書」がある場合、定期的に生活用の口座へ資金移動が可能
手数料	口座開設時に11,000円（税込）
お取扱店	国内全営業店
ご注意事項	・キャッシュカードは発行できません ・ATMやいよぎんダイレクト（個人IB）等でのお取引はできません

成年後見制度とは、認知症や知的障害などの理由で判断能力が十分でない方が家庭裁判所に申立て、財産の管理などで不利益を被らないように、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

以上

「後見制度支援預金」のイメージ図



口座開設の流れ

